

広島県告示第三百七十一号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）第八条第一項及び第四項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第十一号の指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて別に定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二の一の指定職職員等の欄に定める額とする。

令和七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦